

横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会規約

(名称)

第1条 この会は、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」を踏まえ、横須賀三浦ブロックにおける「広域化実施計画（案）」を作成することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広域処理に関する調査及び研究
- (2) 広域処理に関する関係機関との調整
- (3) 広域処理に関する先進事例の調査
- (4) その他必要な事項

(会員等)

第4条 協議会は、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町を会員とし、神奈川県が参画する。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長2名及び監事2名を置く。

- 2 役員は、会員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計について監査を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に即して開催するものとする。

- (1) 首長会議 政策的判断の必要があると認めた重要な事項
 - (2) 助役会議 部長会議で付議すべきとされた事項及び特に必要があると認めた重要な事項
 - (3) 部長会議 前2号以外の事項
- 2 前項各号に掲げる会議のほか、専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。
 - 3 第1項に定める会議は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 第1項に定める会議及び第2項に定める専門部会の会議には、神奈川県が参画するほか、必要に応じて他の関係者を出席させることができる。

(広域組織設立準備会)

第7条 広域処理に向けた具体的作業を行うため、協議会に広域組織設立準備会（以下こ

の条において「準備会」という。)を置く。

2 準備会は、専門部会の指示を受け、広域組織設立等の事務を行う。

3 準備会は、会員の職員等で構成する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長が属する市又は町に置く。

(会計)

第9条 協議会の経費は、会員及び神奈川県からの負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成10年度の会計年度の始期は、協議会の設立の日からとする。

3 会長は、当該年度の終了後速やかに決算報告を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、平成10年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。